

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和2年11月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
國民年金關係	1件
厚生年金保険關係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000251 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2000011 号

第1 結論

昭和 63 年 8 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 8 月

私は、A 社を退職した後、時期については覚えていないが、役所で請求期間の国民年金保険料を納付した。領収書はもらっていないが、その際、納付した保険料は数万円から 10 万円くらいのまとまった金額であったと記憶している。請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 社を退職した後、役所で請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、時期や場所等の記憶が明確でないため、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、納付した請求期間の国民年金保険料については、数万円から 10 万円くらいのまとまった金額であったと主張しているが、請求期間の国民年金保険料は、1 か月当たり 7,700 円であり、乖離している。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の加入手続を行ったのは、平成 25 年 6 月ないし同年 7 月頃と推認される上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間当時においては国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000170 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000058 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社B支店において、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで在籍していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、同年 8 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B支店に昭和 58 年 7 月 31 日まで在籍していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社B支店における離職年月日は昭和 58 年 7 月 30 日となっており、オンライン記録により確認できる請求者のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、事業主から提出された請求者に係る人事記録（写）では退社日が 1983（昭和 58）年 7 月 30 日と記録されている上、事業主も当該人事記録から、請求者は請求期間に在籍しておらず、給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答及び陳述している。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者がA社B支店において、請求期間に勤務していたことをうかがわせる回答又は陳述が得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2000218号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第2000059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年12月から平成9年5月までの期間、平成13年2月から平成14年9月までの期間又は平成17年1月から平成17年7月までの期間のいずれかのうち1年程度

請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務したと主張している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したもの、請求者の勤務実態等については具体的な回答が得られなかったことから、請求者の同社における勤務実態及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社が加入しているB健康保険組合及び企業年金連合会に照会したものの、それぞれ、請求者の請求期間における健康保険及び厚生年金基金の加入記録は確認できないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000248 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000060 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年から昭和 43 年までの期間のうち 1 年間
② 昭和 60 年から昭和 63 年までの期間のうち 2 年間
③ 平成元年 1 月から平成 25 年 9 月まで

請求期間①について、私は、A社に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、私は、B社に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間③について、私は、C社に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していたと主張し、同社の所在地及び業務内容などを具体的に陳述している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、請求者が主張するA社の所在地を管轄する法務局に照会を行ったものの、「A社」という名称の会社の法人登記は見当たらないと回答しているため、事業主を特定することができな

い上、請求者は、A社における同僚の氏名を記憶していないため、照会を行うことができないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、B社に勤務していたと主張し、同社の事業主名、所在地及び業務内容などを具体的に陳述している。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和46年12月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所別被保険者名簿に記載されている事業主も既に亡くなっている又は連絡先が不明なため、照会を行うことができないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、B社において、昭和45年9月10日から同年12月30日まで厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、請求者は自身が入社した後に入社した旨陳述し、同年12月17日から昭和46年12月27日まで厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、請求者は自身が入社するよりも前から勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる日（昭和46年12月27日）まで勤務していた旨陳述及び回答していることから、請求者が、請求期間②において同社で勤務していたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、請求者は、C社に勤務していたと主張し、同社の事業主名、所在地及び業務内容などを具体的に陳述している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、請求者が主張するC社の所在地を管轄する法務局に照会を行ったものの、「C社」という名称の会社の法人登記は見当たらないと回答しているため、事業主を特定することができない上、請求者は、C社における同僚の氏名を1名挙げているが、所在不明であるため、照会を行うことができないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。